

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により予定している令和5年度随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第1項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結予定の状況

令和6年2月2日現在

| 契約の名称 | 契約の概要 | 契約相手の選定基準 及び決定方法 | 契約締結予定日 | その他(申請方法等) |
|------------------------|--------------------------|--|----------|---|
| 四万十川学遊館支障木 伐採剪定業務委託 | 四万十川学遊館における支障木 伐採剪定業務 | 地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号に規定する団体 随意契約 | 令和6年2月中旬 | 障害者等の社会参加や生きがいの確保等を図りつつ、安価に業 務を受注できる団体で、契約を希望する場合は観光商工課(34- 1783)へお問い合わせください。 |